

令和2年度 第1回 新潟市障がい者施策審議会 会議録

【日 時】

令和2年9月1日（火曜）午前10時から午後0時30分

【場 所】

白山会館2階 胡蝶の間（新潟市中央区一番堀通町1-1）

【出席者】

<委 員>

栗川委員、石川委員、佐藤委員、富田委員、高井委員、角田委員、最上委員、
南委員、菊地委員、川本委員、松井委員、有川委員、平崎委員、広岡委員
計14名

（欠席委員：熊谷委員）

<事務局>

福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員
（関係課）

こども政策課、こども家庭課、児童発達支援センター、こころの健康センター、
各区健康福祉課、学校支援課

【傍聴者】

1名

【目 次】

1. 開会・・・・・・・・・・ p 2
2. 福祉部長挨拶・・・・・・・・ p 3
3. 自己紹介・・・・・・・・・・ p 4
4. 議事・・・・・・・・・・ p 7
5. 報告事項・・・・・・・・・・ p 3 2
6. その他・・・・・・・・・・ p 3 9
7. 閉会・・・・・・・・・・ p 4 0

1. 開会

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

定刻になりましたので、ただいまから、令和2年度第1回新潟市障がい者施策審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。私は本日の進行を務めます、障がい福祉課課長補佐の上村と申します。よろしく願いいたします。

開会に先立ち、本日は今年度最初の審議会となりますので、会議の公開および議事録の取り扱いについてご説明いたします。新潟市附属機関等に関する指針により、会議は原則として公開することとしていますので、本日は傍聴が可能となっています。また、報道機関による取材が入る場合がございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。当会議の内容については、同指針により議事録を作成し、後日ホームページなどで公開することとなっていますので、よろしく願いいたします。また、議事録作成のため、録音をご了承いただきますとともに、ご発言の際には、職員がマイクをお持ちいたしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の配付資料の確認をお願いいたします。初めに、事前にお送りしたものとして

- ・本日の次第
- ・出席者名簿
- ・座席表
- ・【資料1】第3次障がい者計画進捗状況
- ・【資料2】第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の数値目標達成状況
- ・【資料3】第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画のサービス見込み量に対する実績について
- ・【資料4】第4次障がい者計画および第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定について
- ・【資料5】障がい福祉施策に関するアンケート調査について
- ・【参考資料1】新潟市障がい者施策審議会について
- ・【参考資料2】新潟市障がい者施策審議会条例

なお、参考資料の1と2は、当審議会の設置にかかる法的根拠をお示ししたものでございます。

- ・【参考資料3】第3次障がい者計画（概要版）
- ・【参考資料4】第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（概要版）
- ・【参考資料5】令和2年度障がい福祉関連予算について
- ・【参考資料6】新型コロナウイルスに関する対応について

以上14点となります。また、本日机上配付したものとして、事前資料送付の「資料3」の差し替え資料を配布させていただきました。お手数ですが、差し替えをお願いいたします。以上となりますが、お手元にごございますでしょうか。不足等ございましたら、お申しつけください。

2. 福祉部長挨拶

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは、開会にあたりまして、佐久間福祉部長よりごあいさつ申し上げます。

(佐久間福祉部長)

皆様、おはようございます。新潟市福祉部の佐久間でございます。委員の皆様におかれましては、日ごろより本市の障がい福祉施策に多大なるご協力、ご支援をいただきまして、まことにありがとうございます。また今回の委員の改選にあたりまして、快く委員にご就任いただきましたことに、重ねてお礼を申し上げます。

この審議会は、障がい者施策全般について審議する場となっております。障害者基本法に定める障害者計画、また障害者総合支援法に定める障害福祉計画、児童福祉法に定める障害児福祉計画という、3つの計画の策定、進捗状況の監視、推進をする場として非常に重要な機関となっております。また、本日は令和2年度の第1回目の審議会ということになりますが、今年度は令和3年度からの第4次障がい者計画、また第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を策定する年度ということで、1年間で5回の審議会にご参加をお願いする予定となっております。大変お忙しい中、皆様方にはご負担をおかけすることになりますが、なにとぞよろしくお願いいたします。

結びになりますが、皆様方から活発にご議論いただきまして、本市の障がい福祉施策の充実、拡充につなげてまいりたいと思います。本日におきましても、また皆様方から忌憚のないご意見を賜りますことをお願いいたしまして、私からのあいさつとさせていただきます。本日もよろしくお願いいたします。

3. 自己紹介

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

ありがとうございました。次に、本日の委員の出席状況でございますが、熊谷委員から事前に欠席のご連絡をいただいております。15名の委員のうち、14名の委員の方々が出席されており、過半数を超えていますので、お手元にある参考資料2、新潟市障がい者施策審議会条例第5条第2項の規定により、この審議会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、次第3の自己紹介になりますが、この審議会の任期は3年間となっております、令和2年3月末に前委員の任期満了を迎え、4月1日から新たに今回お集まりの皆様、当審議会の委員にご就任いただいております。ご就任後、今回が初めての審議会となりますので、委員の皆様全員から簡単に自己紹介をいただきたいと思っております。それでは、栗川委員から順に自己紹介をお願いいたします。

(栗川委員)

皆さん、こんにちは。視覚障害者福祉協会の栗川治です。初めて参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

(佐藤委員)

新潟市身体障害者福祉協会連合会の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

(富田委員)

(出席者名簿の)所属で、(福)と書いてあるんですけど、それは取っていただいて、ただの新潟地区手をつなぐ育成会の副会長の富田洋子と申します。よろしくお願いいたします。

(高井委員)

お世話になります。精神障がいの当事者・家族会、新潟温もりの会の高井と申します。よろしくお願いいたします。

(角田委員)

認定NPO法人にいがた・オーティズム、発達障がいのほうから角田と申します。今日自己紹介代わりに、皆様のお手元に、オーティズム通信の配布をお願いさせていただきましたので、時間があるときにじっくりご覧になっていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(最上委員)

全国パーキンソン病友の会の最上と申します。初めて出席をさせていただきます。前の方が簡単にお話しされたので、簡単にとったんですけど、ちょっと一言。私は市の難病地域協議会の委員も兼務しております、3年目に入りました。それで、今回身体障がい者というか、この関係の会議ということで、私は今内部障がいということで、第1級で、

身体障がい者という立場でもこの会に参加をさせていただいて、いい世の中と言いますか、優しい皆さんに、障がいのある方に優しい社会づくりというのに、一端を担えればいいのかなというふうに思ってます。私の家内がパーキンソン病ということで 23 年間、今年で 24 年目になりますが、だんだん歩けなくなってきております。それで、後ほどいろいろ出ると思いますが、道路の歩道の整備とかそういうのが、新潟市はかなり遅れているのではないかなど。駅から旧三越のあのライン、道路の歩道を見てもらうとわかりますけれども、私の家内はまったく歩行器を使わないと歩けない状態でありますけれども、何しろパーキンソン病という病気は、進行して治るということはありませんので、だんだんだんだん衰えていく。ただ彼女は非常に、運動しないと、それからリハビリをきちんとしないとということで、歩くということに対してすごく執着しております、道路を毎日というか、お天気であれば、このカンカン照りですけど、夕方に散歩に行くというか、そういうところで、道路の歩道の不備というのがかなり目について、途中にイスがあればいいのかなという所も結構ありますし、そういう福祉的なものも、市として、県として、国として改善していけるようなものになっていけばいいなというふうに感じております。長くなりましたが、最上と申します。よろしく申し上げます。

(広岡委員)

新潟市障がい者地域自立支援協議会の会長をしております広岡です。どうぞよろしくお願いいたします。

(石川委員)

NPO 法人新潟市ろうあ協会理事を務めております、石川と申します。よろしくお願いいたします。前回よりの継続となります。また皆様からもご協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(南委員)

愛宕福祉会ダイアクティビティセンターはろはろの南といいます。勉強させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(菊地委員)

おはようございます。新潟市北区にあります入所型の施設、太陽の村の菊地と申します。太陽の村の園長の立場のほかに、法人のほうでは事務局長と統括施設長ということでやらせていただいております。今回初めてになりますので、よろしくお願いいたします。

(川本委員)

新潟市障がい者基幹相談センター中央で相談員をしております、川本と申します。よろしくお願いいたします。

(松井委員)

おはようございます。前回から引き続き委員を担当させていただいております、新潟市

歯科医師会の松井と申します。新潟市の口腔保健福祉センターで、障がい者の皆さんの歯科治療や保健指導に携わっております。本日はよろしくお願いいたします。

(有川委員)

新潟大学教育学部で、特別支援教育、特別支援学校の教員養成に携わっております、有川と申します。よろしくお願いいたします。

(平崎委員)

おはようございます。新潟公共職業安定所所長の平崎と申します。4月に着任いたしました。今年度から、初めてになりますが、よろしくお願いいたします。

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

ありがとうございました。また、事務局については、配布しました出席者名簿の2枚目をご覧ください。この体制で進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

4. 議事

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

続きまして、これより議事に移らせていただきますが、会長が選出されるまでは、引き続き司会のほうで議事を進行させていただきます。まず本日の議事の流れですが、最初に会長・会長代理の選出を行い、その後、現行の「第3次障がい者計画および第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況」、次に、次期計画となる「第4次障がい者計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定について」。最後に、8月に実施した障がい福祉施策に関するアンケート調査についてご説明させていただきます。

おおむねの時間配分ですが、議事1、会長・会長代理の選出につきましては5分程度、「2 第3次障がい者計画の進捗状況について」と「3 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の数値目標達成状況について」を合わせて45分程度。「4 第4次障がい者計画および第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定について」は20分程度。「5 障がい者福祉施策に関するアンケート調査について」は10分程度、1から5の議事全体として、80分程度を予定しております。残りの時間は報告事項にさせていただきます、会場の使用時間も踏まえて、最終的に正午までに会議を終えたいと考えていますので、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

(1) 会長・会長代理の選出

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは初めに、議事の1、会長・会長代理の選出ですが、当審議会の会長は、施策審議会条例第4条の規定により、委員の互選により決定することとなっています。立候補、もしくは推薦などありますでしょうか。広岡委員、お願いいたします。

(広岡委員)

前会長を務められました有川委員は、この審議会を十分まとめてこられたと思います。また、今まで行ってきました議論の連続性の点においても適任だと思いますので、有川委員を推薦いたします。

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

ただいま広岡委員から、有川委員を推薦したいとのご発言がありましたが、いかがでしょうか。

(一同)

異議なし。

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

皆様の御賛同によりまして、会長は有川委員に決定いたしました。それでは、会長に選出されました有川会長におかれましては、会長席にお移りいただき、一言ごあいさつをお願いいたします。

(有川会長)

ただいま会長の大役を仰せつかりました、新潟大学の有川と申します。昨年度に引き続いてということで、議事の運営等につきましては、できる限り昨年度の流れも踏まえながら、円滑に進めていきたいと思っておりますが、この施策審議会というのは、恐らく障がい者福祉の普遍性というものを突き詰めて検討していく場かなというふうに思っております。そういう意味では、理想を追っていくという、そうした姿勢を私は大事にしたいなと思っておりますので、ぜひ皆さん議論を盛りあげていただくために、それぞれのお持ちになられている理想というものを、ぜひこの場でも出していただいて、議論を深めていきたいなというふうに思っております。皆様、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

ありがとうございました。それでは、ここからの議事については、会長に進行をお願いいたします。

(有川会長)

それでは、次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。議事(1)会長のほかに会長代理の選出をすることになっております。施策審議会条例4条第3項により、会長代理は会長が指名することとなっております。私としましては、佐藤委員を会長代理に指名したいと思っておりますが、佐藤委員、いかがでしょうか。引き受けていただけますでしょうか。それでは、佐藤委員をお願いいたします。

それでは、これで議事の(1)会長・会長代理選出が終了しました。この審議会については、各委員から忌憚のないご意見、積極的なご発言をいただきながら、充実した審議にしていきたいと思いますというふうに考えておりますので、委員の皆様方のご協力をいただきますよう、お願いいたします。

(2) 第3次障がい者計画進捗状況

(3) 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の数値目標達成状況

(有川会長)

それでは、議事の(2)第3次障がい者計画の進捗状況についてと、(3)第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の数値目標の達成状況については、皆様事前に資料のほうをお届けしているかと思っております。事務局から簡単にですが、説明をお願いしたいと思います。

(事務局：障がい福祉課 長浜課長)

障がい福祉課長の長浜と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。

それでは議事(2)(3)各計画の進捗状況、達成状況について説明をさせていただきますが、その前に、初めての方もいらっしゃいますので、この各計画の概要について、簡単に説明させていただきます。参考資料の3と4をご覧ください。こちら参考資料の3と4が、現行の計画であります、第3次新潟市障がい者計画と、第5期新潟市障がい福祉計画・

第1期新潟市障がい児福祉計画の概要版の冊子ということになります。これらの計画でございすけれども、障がい者計画が大きな方向性を決めている基本計画、それから障がい福祉計画・障がい児福祉計画が、具体的な目標を示した実施計画のような位置付けにあるというふうにお考えいただければと思います。

それでは、まず、第3次障がい者計画からご説明いたします。参考資料3の概要版の1ページをご覧ください。計画の位置付けでございすけれども、この障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画であり、本市の障がい者施策の基本的方向性を定めるものでございす。基本理念は、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指しますとしておりまして、この基本理念を元に、3つの基本目標を定めております。1つ目は、地域生活の支援体制の充実、2つ目が、自立の実現に向けた支援と療育、教育の充実。3つ目が、地域社会の障がいに関する理解の促進でございす。計画の期間については、平成27年度から令和2年度、今年度までの6年間ということになっております。

次に2ページをご覧ください。計画の構成でございす。先ほど説明いたしました基本理念・基本目標の下、「1 地域生活の支援」から、「6 啓発・広報活動の推進」まで、保健、医療、教育、就労、生活環境、啓発など、幅広い分野に渡る総合的な計画となっております。主な施策につきましては、3ページから5ページまで記載してございすので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画についてご説明いたします。参考資料の4、概要版の1ページをご覧ください。こちらの計画は、(1)計画策定の趣旨に記載している通り、障害者総合支援法の理念を実現するとともに、地域において必要な各種サービスが計画的に提供されるよう、数値目標を設定し、サービス提供体制の確保や、推進のための取り組みを定めたものでございす。計画の位置付けとしては、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく市町村障害福祉計画、障がい児福祉計画は、自動福祉法第33条の20、第1項の規定に基づく市町村障害児福祉計画ということになります。計画の期間は、平成30年度から令和2年度、今年度までの3年間となっております。

次に3ページをご覧ください。平成32年度の、今年度の成果目標ということで、この障がい福祉計画・障がい児福祉計画では、国の基本指針に基づきまして、(1)「福祉施設の入所者の地域生活への移行」から、5ページの(6)「障がいや障がいのある人への理解促進」まで、今年度末時点における具体的な目標というものを定めてございす。また6ページから10ページまでのように、各サービスに関する3年間の、年度ごとのサービス見込み量というものも、設定しているというところでございす。

第3次障がい者計画と第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の全体像については、以上ということになります。

続いて、それぞれの計画の進捗状況、達成状況についてご説明をいたします。使う資料が、1、2、3ということで、資料のボリュームがありますので、お時間かかりますけれども、ご了承ください。

初めに資料1をご覧ください。こちらは、平成27年度から本年度までを計画期間とした、第3次障がい者計画の達成状況として、計画の方向性に対する、昨年度の取り組み実

績をまとめたものということになります。施策の方向性に対しまして、令和元年度どのような取り組みを行ったのか、この表の右側の欄に記載しております。この中から、主な取り組みについてご説明をさせていただきます。

まず1ページをご覧ください。「1 地域生活の支援」の(1)相談支援体制の充実といった項目でございます。こちらは、1ページの①から4ページの⑦まで、相談窓口の運営や関係機関の連携による支援体制の充実に向けて、取り組みを行いました。

まず①、障がいのある人が身近な所で、いつでも相談や情報提供を受けられる体制の整備といったところでは、主に市内4カ所に設置している、障がい者基幹相談支援センターで、障がい者やその家族等への情報提供等を総合的に行いました。こころの健康センターにおきましては、精神に障がいのある方やその家族等を対象に、精神疾患やストレスによる、さまざまな不安等に関する相談支援を実施しているところでございます。

続いて②、夜間を含めた常時の連絡体制の確保では、基幹相談支援センターや相談支援サービスにより、相談の連絡体制を確保したほか、地域生活支援拠点等事業におきまして、夜間や休日における相談や緊急時の対応を行い、24時間体制での支援を実施しました。この地域生活支援拠点等事業につきましては、国は5つの機能を示して、地域の実情に応じた整備を行うということにしておりますが、本市は現在、このうち2つの機能について整備をしているところでございます。引き続き、各地域における課題検討を行う過程において、この機能の拡充というものを視野に入れた検討を進めていきたいと考えております。

続いて、2ページをご覧ください。③発達障がいや難病、強度行動障がいなどに対する、専門医療機関との連携等についてでございますが、新潟市発達障がい支援センターにおいて、専門員による相談を実施するとともに、難病への対応といたしましては、保健師による訪問指導や、新潟県新潟市難病相談支援センターでの難病相談支援を実施いたしました。強度行動障がいへの対応といたしましては、実際に強度行動障がい者・児を支援する現場での研修の場をもうけ、適切に支援できる事業所および職員を増やし、強度行動障がい者・児およびその家族が安心して暮らせる環境の整備に努めました。この研修につきましては、これまで約120名の研修修了者がいますが、なかなか実際の受け入れに結びついていないというような状況もございます。今後は研修内容の見直しや充実を図りながら、受け入れ可能な事業所の増につなげていきたいというふうに考えております。

また3ページの④、発達障がいへの支援につきましては、新潟市発達障がい支援センターで相談支援を実施するとともに、新潟市立児童発達支援センター「こころん」においては、保育所等への巡回支援にも取り組んだところでございます。

続いて、5ページをご覧ください。(2)在宅サービスの充実という項目になります。こちらでは、居宅介護をはじめとする各種のサービスを引き続き提供するとともに、補装具費の支給や日常生活用具の給付などを行い、在宅の障がい者のサービス向上を図りました。各種サービスの供給の実績につきましては、資料に記載の通りということになっております。このうち、日常生活用具については、給付品目の追加や対象者拡大の要望が多いこともございまして、今年度になりますけれども、今年4月には、点字ディスプレイの給付対象者を、学齢児以上に拡大をいたしました。点字ディスプレイは、これまで障がい者のみを対象としておりましたが、対象者の拡大により、視覚障がい児がパソコンを活用して学習することが可能となり、障がい児の効率的な学習に寄与するものと考えております。

今後在宅の障がい者・児の日常生活を支えるために、障がいの内容や家庭の状況等に応じた給付品目等の検討を行っていきたいと思っております。

続いて、6ページをご覧ください。(3) 経済的な支援でございます。こちらでは、特別障がい者手当や、障がい児福祉手当など、各種手当の支給や、福祉タクシー利用助成、自動車燃料費助成など、移動にかかる費用の助成を行ったところでございます。引き続き各種手当での制度周知に努めるとともに、限られた財源の中で、適切な支給を行っていきたいと思っております。

続いて、7ページでございます。(4) サービス基盤の充実では、本市の課題であります、重度障がい者の地域移行、施設入所待機者の解消に向け、重度障がい者を受け入れ可能なグループホームの整備に、優先的に補助金を交付するとともに、世話人の処遇改善や、重度障がい者の支援に対する補助も引き続き実施し、障がい者が地域で自立した生活を送るための支援を行いました。また、精神障がい者の地域移行に向け、関係機関の連絡会を開催し、支援者の人材育成やネットワークの構築を図ったほか、ピアサポーターによる普及啓発活動を行い、精神障がい者と地域住民、関係機関の支援関係の構築に取り組みました。

続いて、8ページをご覧ください。(5) 地域生活を支える人づくりでございます。こちらでは、アルコールや薬物の依存に関する知識を深め、適切な援助法を学ぶ家族教室を開催したほか、家族教室に参加経験のある人を対象に、家族の交流会を開催いたしました。また、精神保健福祉に関する基礎・専門研修を実施し、精神保健福祉業務に従事する支援者やサービス事業者の技術向上を図ったところでございます。

続いて、9ページでございます。(6) スポーツ・文化活動の振興および余暇活動の支援では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催自体は実際には中止になってしまったのですが、視覚障がい者と健常者が、音楽を通じて創作活動を行うワークショップやミニコンサートの企画を行いました。またスポーツの分野におきましては、障がい者スポーツの講習会や体験会の企画など、障がい者のスポーツ活動や社会参加機会の確保に向けた取り組みを行ったところでございます。

続いて、10ページをご覧ください。(7) 情報提供・コミュニケーション支援の充実では、手話通訳者や要約筆記者の派遣、養成講習会の開催など、意思疎通の支援に関する事業を引き続き行ったところでございます。

続いて、12ページをご覧ください。ここからは大きな2番、「保健・医療・福祉の充実」という項目になります。初めに(1) 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援では、基幹相談支援センターに配置をしております、障がい児支援コーディネーターによりまして、障がい児にかかる相談支援を実施いたしました。また、乳幼児健康診査等を活用して、早期の気づきや支援にもつなげたところでございます。

続いて、13ページをご覧ください。(2) 医療およびリハビリテーションの充実でございます。こちらでは、医療サービスを安心して受けられるよう、引き続き重度障がい者医療費助成や自立支援事業などの、各種医療費助成を実施いたしました。

続きまして、14ページをご覧ください。(3) 精神保健と医療施策の推進では、こころの健康センターで、精神障がい者やその家族などの相談に対応をしたところでございます。また、15ページのほうになりますけれども、自殺対策として、自殺未遂者本人やその家族等に対して、電話・訪問等による支援や、関係機関との調整を行ったほか、薬物依存症の

再発防止を目的に、新潟県精神保健福祉センターと共催で、薬物異存治療・回復プログラムを実施したというところがございます。

続いて16ページをご覧ください。ここからは大きな3番、「療育・教育の充実」の項目ということになります。はじめに(1)就学前療育の充実におきましては、本市の療育の中核的機関であります、新潟市児童発達支援センター「こころん」のほうにおきまして、相談支援、早期療育、地域支援に取り組んだほか、新潟市発達障がい支援センター「JOIN(ジョイン)」のほうにおきましては、ペアレントトレーニングの技術習得を目的とした講習会を企画したというところがございます。

続いて17ページ(2)学校教育の充実、こちらでは、個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育を進めるため、小・中学校の特別支援学級を整備するとともに、人的な支援といたしまして、特別支援教育ボランティアを、引き続き配置いたしました。また、就学や就労など、児童・生徒が希望する進路の実現に向け、年間を通して就学相談や進路相談等を実施いたしました。

続きまして、1ページ飛んで、19ページをご覧ください。ここからは大きな4番、「雇用促進と就労支援」の項目ということになります。(1)雇用促進と一般就労の支援では、新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」のほうにおきまして、ひとりひとりの障がい特性に応じた、相談から定着までの一貫した伴走型支援を、関係機関と連携して実施いたしました。また、障がい者雇用を行う企業等を紹介する、「障がい者雇用にいがた企業探訪」を発行いたしました。また、障がい者雇用の啓発を行ったほか、20ページの③になりますが、新潟市障がい者雇用支援企業ネットワーク「みつばち」と連携したセミナー等を開催して、障がい者雇用を推進したというところがございます。また、職域の拡大として、本市の特性である農業を生かしまして、新潟市アグリサポートセンターによる、農家と障がい者のマッチングや、施設外就農を委託した農家への委託費用の助成など、農福連携に向けた取り組みを、引き続き行ったところがございます。

続きまして(2)福祉施設等への就労の支援では、授産製品の共同販売を行う、「まちなかほっとショップ」を活用し、障がい者の就労や障がいへの理解促進を図るとともに、21ページの③になりますけれども、市役所の各部署に対し、物品等を調達する際に、障がい者施設や、障がい者を多数雇用している事業所から優先的に調達するよう働き掛けを行い、調達実績といたしましては、前年度比でおよそ1,500万円の増となったところがございます。

続いて、22ページをご覧ください。ここからは「5 生活環境の整備」の項目でございます。(1)住宅環境の整備では、空き家活用リフォーム推進事業として、空き家を住居として利用する際の改修を支援したほか、福祉のしおり等を活用して、各種助成制度の周知に努めました。

続いて23ページ、(2)安心・安全なまちづくりの推進では、新潟県バリアフリーまちづくり事業の一環として、視覚障がい者等を補助する信号機を整備したほか、鉄道駅におけるエレベーターや、多機能トイレの設置を支援いたしました。

続いて24ページをご覧ください。(3)防災対策および災害時支援体制の整備では、避難行動要支援者避難支援体制の強化を図ったほか、避難勧告等に関するガイドラインの改正を行い、情報の受け手側が、情報の意味を理解しやすいものへ、改善を行いました。

次の（４）防犯・消費者トラブルの防止および被害からの救済では、障がい等で判断能力に不安のある方が、犯罪や消費者トラブルの被害に遭わないよう、「市政さわやかトーク宅配便」を活用して、講習を実施したほか、25 ページの②になりますけれども、成年後見制度の周知に取り組むとともに、日常生活自立支援事業により、日常的な金銭観理などの支援を行いました。

続いて 26 ページをご覧ください。ここからは「6 障がいを理由とした差別の解消および権利擁護の推進」に関する項目でございます。（１）障がいを理由とした差別の解消の推進では、平成 28 年に施行した「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」について、条例研修会やイベント等での周知啓発により、市民の認知度向上に取り組むとともに、市職員向けに研修会を実施いたしました。

続いて（２）権利擁護の推進といたしましては、基幹相談支援センターによる差別相談対応や、成年後見制度の利用促進に取り組むとともに、27 ページの③になりますけれども、新潟市障がい者虐待防止センターによる虐待防止事業を推進いたしました。

続いて 27 ページの（３）障がいと障がいのある人に対する理解の普及では、共生のまちづくり条例の周知に努めるとともに、教育委員会で作成した福祉読本「誰もが心豊かに暮らせるまちづくり」を活用して、学校での理解啓発に取り組みました。また、障がいのある人も地域で安心・安全に暮らせるよう、道路や公共施設などのバリアフリー化の推進を全庁的に呼びかけるなど、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための取り組みを行いました。

最後に、28 ページをご覧ください。（４）福祉教育の推進では、小・中学校において、特別支援学級や特別支援学校に通う児童生徒との交流および共同学習の機会を設けたほか、総合学習として、障がいのある方からの講和や車いす体験などを取り入れ、障がいの有無にかかわらず、お互いの人格や個性を尊重し合える心を育みました。

（５）ボランティア活動の支援・推進では、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者等を養成するための講習会を開催し、障がい者の地域生活を支えるボランティア人材の養成に引き続き取り組みました。

第 3 次障がい者計画を踏まえた、昨年度の取り組みについては以上でございます。この障がい者計画自体が、取り組みの基本的方向性を定めたもので、数値目標を定めたものではありませんけれども、今ほどご説明をした通り、一応本市におきまして、この方向性に沿った取り組みというものが実施できているというふうに考えているところでございます。

続きまして、第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画の、数値目標達成状況についてご説明をいたします。平成 30 年度から今年度までの 3 カ年計画となっておりますので、令和元年度、昨年度は 2 カ年目ということになります。

資料の 2 のほうをご覧ください。この第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画は、全部で 13 の成果目標が設定されております。1 つ目が、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」ということでございまして、平成 28 年度末の施設入所者の数 623 人を基準として、今年度末までに 39 人、1 年あたりに対しまして 13 人を地域生活に移行させるということを目指しておりますが、（２）の実績を見ていただきますとわかる通り、30 年度が 6 人、昨年度は 13 人ということで、2 年間の累計で、今のところ 19 人となっております。社会資源や介護人材の不足などから、今目標数値を下回っているという状況でござ

います。この施設入所者の地域生活の移行につきましては、居住となるグループホームの整備というところも進んできておりまして、ここ数年で受け入れ可能な定員数というところも拡大してきているところがございますが、入所者の高齢化ですとか、障がいの重度化などが進んでいることから、なかなか地域移行には今つながっていないという部分も見受けられます。今後も、施設入所者が地域生活へ移行する際の居住の場となるような、重度者に対応したグループホームなどの整備を重点的に行いながら、障がい者の地域移行促進というのをやってまいりたいと考えております。また、自立支援協議会の相談支援連絡会に設置しております、地域生活支援拠点班におきましても、この入所者の地域移行について検討していきたいというふうに考えております。

続いて2ページをご覧ください。この2ページから5ページの上段ぐらいまでが、障がい者の就労に関する成果目標ということになっております。初めに2ページの「2 福祉施設から一般就労への移行」でございますが、こちらは今年度の一般就労移行者を154人にするという目標としております。これは、過去最大実績でありました、平成28年度の一般就労移行者140人の1.1倍以上にするという考えで設定した目標でございます。

(2)の実績を見ていただきますと、元年度の一般就労移行者は144人ということで、30年度からはほぼ横ばいというような形で推移をしております。今年度新型コロナの関係もございまして、どこまで目標に近づけるかわかりませんが、少しでも目標に近づけるように努めていきたいというふうに考えております。

続いて3ページをご覧ください。「3 就労移行支援事業の利用者数」でございます。こちらは、今年度末における就労移行支援事業の利用者数を、平成28年度末の利用者数154人と比べて、20%増となる185人にするという目標を設定しているところがございます。

(2)の実績を見ていただきますと、元年度の利用者数は228人ということで、現時点では目標を上回っているという状況でございます。

続いて4ページをご覧ください。「4 就労移行率の3割以上の事業所の割合」でございます。今年度末における就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を、全体の50%以上にするという目標に対しまして、(2)の実績でございますが、令和元年度は、26事業所のうち16の事業所が就労移行率3割以上となっております、率として61.5%となっております。現時点では目標値を上回っておりますけれども、引き続き今年度末での目標達成に向けて、就労移行支援の利用促進を図るとともに、関係機関と情報共有しながら連携体制の強化というところも図っていききたいと考えております。

続いて5ページをご覧ください。「5 就労定着支援利用による職場の定着率」でございます。今年度末において、就労定着支援事業による支援を開始した時点から、1年後に職場に定着している人の割合を80%以上とするということを目指しております。実績といたしましては、30年度の就労定着率が74.5%と今なっているところがございます。目標の達成に向けて、引き続き支援を充実していきたいというふうに考えております。

以上が、障がい者の就労に対する成果目標および対する実績ということになります。この就労定着支援については、事業の開始要件を満たしてはいるながらも、実施を踏みとどまっている事業所がいくつかあるというような現状だというふうに認識しております。そうした事業所に対しましては、報酬面の説明だけではなく、一般就労後の障がい者に対して、就労定着支援の利用という選択肢があることから、社会的意義というものを伝えていく必要

があるのかなというふうに思っております。具体的な手段としましては、セミナー開催のほか、私どものほうで発行している冊子「にいがた企業探訪」において、企業と就労定着支援の利用者、そして定着支援事業所との連携に関する好事例を紹介することで、事業所への事業実施を促しまして、併せて定着支援事業の認知度向上を図っていきたいと思っております。今後も就労移行支援事業所の利用促進を図るとともに、障がい者就労支援センター「こあサポート」による就職のマッチングや定着支援、それから就労定着支援事業を行う事業所の確保などに努め、障がいのある方が適性に合った職業で長く安心して働けるよう、支援をしていきたいというふうに考えております。

続いて「6 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」でございます。こちらは、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉等が包括的に確保される、地域包括ケアシステムの構築に向け、関係者による協議などを設置することを目標としたものでございます。現在は、既存の「精神障がい者の地域生活を考える関係機関連絡会運営委員会」を活用しているというところでございますけれども、さらなる充実に向けて、関係者の構成や、具体的な協議内容等について、あらためて検討を行っているというところでございます。

続いて6ページをご覧ください。「7 地域生活支援拠点の整備」でございます。この目標は、今年度末までに、地域生活支援拠点を少なくとも1カ所整備するという目標でございますが、本市におきましては、既存の事業所が持つ機能を連携させることで、平成30年度に整備を行ったという状況でございます。昨年度は、自立支援協議会の相談支援連絡会に、緊急相談班という班を設置いたしまして、今年度はこれを地域生活支援拠点班として、検討の範囲を拡大したところでございます。各地域に必要な社会資源等確認しながら、障がいのある方の生活を、地域全体で支えるサービス提供体制の構築・強化に向けて、地域生活支援拠点等事業の拡充について検討をしているというところでございます。

続いて「8 児童発達支援センターの設置数」から、8ページの11ぐらいまでが、子どもの支援の提供体制の整備にかかる目標ということになります。この6ページの「8 児童発達支援センターの設置数」につきましては、今年度末までに、1カ所以上設置することを目標としておりまして、本市ではすでに2カ所、福祉型と医療型と、1カ所ずつ2カ所設置済みという状況でございます。

続いて7ページでございます。「9 保育所等訪問支援の利用体制」でございます。こちらは、保育所等のさまざまな育ちの場で、障がいのある子どもにより質の高い専門的支援を提供する、保育所等訪問支援サービスの提供事業所を、今年度末までに1カ所以上確保することを目標としたものでございます。実績といたしましては、令和元年の5月に、1カ所目となる事業所を指定いたしまして、サービスの提供が開始をされたというところで、現在は2カ所の事業所でサービスを提供しているという状況です。今後も、新潟市児童発達支援センター「こころん」のほうと協力をしながら、体制整備に努めてまいります。

続いて「10 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保」でございます。今年度末までに、当該サービス事業所が1カ所以上あるという状態にする目標に対しまして、昨年度末時点で、児童発達支援事業所が4カ所、放課後等デイサービス事業所が5カ所となっております。目標を達成しているという状況でございます。

すが、定員の空きが少ないということもございますので、今後も事業所増および定員増に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

続いて8ページをご覧ください。「11 医療的ケア児に対する支援」でございます。保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が、医療的ケア児への特別な支援について連携を図るために協議の場を、平成30年度末までに設置するという目標に対しまして、平成30年度から自立支援協議会の相談支援連絡会に新設をいたしました、療育等支援班において、医療的ケア児についての協議を行っているという状況でございます。今後は、30年度に実施した各区の社会資源調査や、昨年度実施した利用者実態調査を元に、支援体制の充実に向けた検討を行っていくということでございます。

続いて「12 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及・啓発」についてでございます。今年度末における当条例の認知度を20%以上にするということを目標として定めております。(2) 取り組み状況といたしましては、昨年度においては、条例の目的である、共生社会の実現に向けて取り組むともにプロジェクトの一環として、バス停での障がい者アートの展示や、連結バス車内の広告スペースやモニターを活用した「バスなか美術館」といった取り組みとして展示を行ったほか、イベント等におきましても、幅広い層に対してPR活動を行ったところでございます。なお、イベントにおいて実施した条例認知度調査では、認知度は31.4%という結果でございましたので、今後も認知度向上に向けて積極的に周知啓発を行っていきたいと思っております。

最後、9ページをご覧ください。「13 学校等への相談機関等の周知」でございます。こちらは学校の教員が、発達障がい等にかかる相談を受けた際に、適切に支援機関につないだり、相談窓口を紹介したりできるよう、各種学校に対し相談機関等の周知を行うことを目標としておりまして、平成30年度は、「新潟市発達障がい児者支援体制概要」というものを作成いたしまして、各学校へ、発達障がいにかかる支援機関や相談窓口について情報提供したというところでございます。昨年度は、新たな情報提供は行っておりませんが、今後も適宜さまざまな情報提供を行うとともに、継続して情報を共有し、教育分野と福祉分野の連携というものを、これまで以上に強化していきたいというふうに思っているところでございます。

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の数値目標の達成状況については以上になりますけれども、全部で13の目標に対して、今のところ9達成できているという状況でございます。

続きまして、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の中の、サービス見込み量に対する実績について説明いたします。資料3をご覧ください。第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画では、今ほどご説明した成果目標のほかに、65の項目、各種サービスについて、サービス提供の見込み量というものを、年度ごとに設定しております。この表の中で、右から3つ目の欄、「達成状況に応じて1～5の数字を入力」という欄があるかと思いますが、ここが、設定した見込み量に対して、令和元年度、昨年度の実績としてのどの程度達成できているかを5段階で評価した欄でございます。5は100%以上達成している。4は80%から100%。3が60%から80%。2が60%未満。1はその他として、特殊な状況にあるということを表しているということになります。

65のこの項目のうち、達成状況5というサービスは、全部で38あります。達成状況4

のサービスは 13 ございまして、2つ合わせると 65 のうち 51、全体の約 80%に相当するサービスについては、設定した見込み量をおおむね提供できているという状況でございます。ここでは、設定した見込み量に対して不十分となった、残り 20%のうちの主なものについて、ご説明をさせていただきます。

初めに 1 ページ目の上から 5 つ目、「重度障がい者等包括支援」、こちらは訪問系のサービス、上から 5 つ訪問系のサービスになるんですけども、そのうちの 2 番目の「行動援護」、それから「同行援護」、「重度障がい者等包括支援」といったところが、この中では達成状況が低いという状況でございますが、こちらはやはりヘルパー人材の確保ですとか、医療者のニーズに応じた事業者の確保というのが課題となっております。行動援護や同行援護については、新型コロナの影響もありまして、前年度と比較して、利用人数、利用時間は減っているという状況でございます。達成状況が 1 となっている、重度障がい者等包括支援については、今実施している事業所がないという状況でございますので、現実的にはほかのサービスを組み合わせながら対応しているという状況でございます。

続いて 2 ページをご覧ください。こちらは、主に日中活動系のサービスになりますけれども、上から 4 つ目の「就労定着支援」、こちら平成 30 年の 10 月から開始したサービスということで、達成率が 59.3%という結果になりました。前年度から比較をすると、22.9 ポイント上昇しているのですが、まだ達成率が低いということでございますので、職場定着にかかる支援の必要性の周知に努めて、利用促進を図っていきたくて考えております。

それから 2 ページ一番下の、「自立生活援助」については、達成率が 20%ということになりました。こちら、提供事業所が 1 カ所に限られていることもありまして、利用者数が見込みを下回る結果となっております。利用人数等を勘案しながら、事業所の参入というものを働きかけていきたいというふうに思っております。

続いて 3 ページでございます。下から 2 番目の「保育所等訪問支援」、平成 31 年 3 月時点、30 年度末時点では、提供事業所がなかったのですが、先ほどご説明した通り、令和元年の 5 月に事業所の指定を行い、サービスの提供が始まったというところでございます。今の段階では提供事業所が 2 カ所ということもございまして、事業所の参入というものを働きかけていきたいというふうに思っております。

最後に 6 ページ、上から 4 番目の「要約筆記者養成研修事業」、これは達成率 57.4%ということにとどまっておりますが、養成講座への申込の件数が少なく、情報保障であります要約筆記の認知度の低さというのが課題なのかなというふうに思っております。今後はこの認知度の向上に向けて、各種イベントやホームページでの周知啓発なども行っていきたいというふうに思っています。また、聴覚に障がいがある方の意思疎通支援の充実に向けて、現在の登録者に対する研修会を実施するなど、より高度な技術を有する要約筆記者の養成にも、引き続き努めていきたいというふうに思っております。

達成状況の低いもののうち、主なものについては以上でございます。この状況を踏まえますと、社会保障関係経費の増加ですとか、福祉人材の確保ですとか、さまざまな課題がございまして、国、県をはじめとする機関や事業所などとも連携をしながら、今年度も引き続き、これら計画の目標達成に向けて取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。私のほうからの説明、長くなりましたが以上でございます。

(有川会長)

ありがとうございました。ただいま事務局より、障がい者計画の達成状況と、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の数値目標の達成状況について説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。では、栗川委員、お願いします。

(栗川委員)

視覚障がい者福祉協会の栗川です。初めてなので、ちょっとわからないこともいろいろありますので、的外れもあるかもしれませんが、いくつか質問と意見を述べさせていただきます。個人的に、私はこれから間もなく中座をさせていただくので、あとの議題にもからむのも、ここで合わせて話させていただきます。

1つは、この計画の基本理念のところに、「障がいの有無にかかわらず」ということで書き始められているんですけども、この審議会そのものもそうでしょうけれども、根拠となっているのが、障害者基本法、特に2011年に改正された、今の障害者基本法が根拠になっていると思うんですけども、その障害者基本法の最初のところには、「障がいの有無にかかわらず分け隔てられることなく」というのが書いてあって、これ分け隔てられることなくというのが、社会的な包摂といいますか、そういうことを理念としてうたっているんだらうと思うんですけども、残念ながら新潟市のこの計画のところに、その言葉が見当たらずで、今後の検討の中でそれを入れていってほしいなというのが要望としてあるんですね。それはなぜかと言うと、今後具体的なそれぞれの障がいに関して、いろいろなニーズもあるので、それに対して施策を一生懸命やればやるほど、それぞれの個々の人に対してサービスを厚くしていくということになると、一般社会から隔離したりとか、いろいろなことが、ほかの一般の人とは違う形でサービスが提供されたりということになりかねないことも起こり得ると思うんですね。そういう点では、個々の障がいに応じた施策を充実させていくというのはとても大事なことなので、それをやっていくときに、分け隔てなくという障害者基本法である理念をやっぱり意識して、社会的包摂を目指していくんだというのを一方に置きながらということをお願いしたいというのが1つです。

今言ったこととちょっと矛盾するかもしれないんですけども、初めてこの今回の資料1をばーっと読まさせていただいたときに、最初の印象は、視覚障がいのことがほとんど出てきてないというふうに、印象として思って、もう一回じっくり読み直してみたら、やっぱり出てないというのがわかって、それで事前にいただいた資料を検索をかけてみました。そうしますと、この全体の文章の中で、視覚障がいの「視覚」という言葉が出てきたのが3回、ちなみに「聴覚」という言葉は1回、それから肢体不自由の「肢体」はゼロ、「身体」ということになると3になるんですね。知的障がいの「知的」が4回あって、「精神」が47回あって、「発達」という言葉が45回あって、「難病」が11回ありました。あんまり文脈と関係ない、施設名とかいろいろなことも全部引っ掛かるので、これがすべてとはもちろん思わないのですが、それでまた先ほどの課長さんの説明からすれば、ここの資料に表れていないさまざまな点字ディスプレイのことですとか、音声信号機のことですとか、新潟市としては視覚障がい者に対しての施策はかなり充実してやられてると、僕のほうでは思っているんですけども、残念ながらこの資料読むだけでは、どれが視覚障がい者に対しての施策なのかがわからない。他の様々な、障がい者というくくりの中で、さまざま

な施策の中にももちろん入ってることなんだろうと思うんですけども、視覚障がいということに関して、どのような施策が行われて、それが多いのか少ないのかとか、どうしていったらいいのかというのを今後検討していく上では、その辺を表記していただけないかなと思いましたが、実際にやられてることを並べるだけでもかなり違ってくるような気がしますので、そこをお願いしたいということです。以上です。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。事務局のほうから何かございますでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 長浜課長)

ご意見ありがとうございます。まず最初にいただきました、基本理念のところにつきましては、このあと次期計画の構成等についてご意見を伺いたいと思っておりまして、いただいた意見を次期計画のほうに反映させることを考えていこうかなというふうに思っております。

それから、後段のほうでいただきました、障がいの種別の要望ですとか、実際どういう具体的な施策をやっているのかというのが、なかなかこの資料だと見えづらいといった部分につきましては、確におっしゃられる通り、どうしても計画に対してどういうことをやったかというような資料のつくりになっているので、個別の障がいに対する取り組みの、具体的なものがなかなか出てきづらいという部分があるのが実態のところだと思います。一方で、発達と精神については、施設も別にありますし、それぞれの施設のほうで取り組みをしているということで、言葉がいっぱい出てきてるところもあるのかなと思っております。ただ、今ほどご意見もいただきましたので、計画の進捗状況のこの資料は資料として、各障がいに対して、年度なりこの期間にどのような取り組みを行ったかというのも、資料として今後配布していくことが可能かどうか、検討させていただきたいと思っております。

その他のところの参考のところ、各年度の予算の説明をするんですけども、その予算の中では拡充したことがあったりすると、今ほどあった点字ディスプレイを追加しましたですとか、そういうふうなお話もできたりするので、その辺とも合わせて、資料のつくりとかを考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

(有川会長)

ほかにいかがでしょうか。菊地委員。

(菊地委員)

障がい福祉事業入所施設分野ということで、確認と意見を述べさせていただきます。まず資料1のほうの7ページ、この上段の部分で、施策の方向性で、施設入所待機者の解消に向けたというものと、あと入所施設からの地域生活への移行についての記載があると思うんですけども、相反するようにつながっている課題なのかなと思っております。

令和元年度の取り組み実績の中で、施設入所待機者の解消に向けて、待機者の実態把握調査を実施しましたとあるのですが、その実態調査の結果、どのようなものが見えている

のか、もしわかれば教えていただきたいです。

次、資料2の1ページ目の1、福祉施設の入所者の地域生活への移行についてです。目標値の、基準となる施設入所者数が623と、平成28年度末の施設入所者数と出ているんですけども、私の勘違いでなければ、市内の入所の定員が480、身体と知的で480のところ、623という数字になっているんですけども、これは要するに新潟市外に入所されている方、県外に入所されている方の数字が入っていて、それを足したものが623ということなんでしょうか。そうすると、新潟市外、県外に入所されている方の地域移行というのは、新潟市に戻ってくるのが地域移行なのかなと思います。入所待機者の課題と、市外の施設に入所されている方の地域移行先というのは新潟市ではないかと思います。これを、課題に盛り込まなくていいのかなということを疑問に思いましたので、教えていただきたいと思います。

あともう1点ですが、発達障がい支援センターの、コロナ禍の中で相談の件数は少し減っているということをお聞きしたのですが、以前新潟市発達障がい児者支援協議会の中で、発達障がい支援センターで相談に結びつくまで2カ月待たされるということ、長浜課長もよくご存じかと思いますけれども、その辺の課題解決に向けた取り組み状況を教えてください。実際相談される方をお待たせしているという状況はほかの相談機関で相談されているのか。その辺も少し課題が残っているのではないかなと思って、意見述べさせていただきました。以上です。

(有川会長)

ありがとうございます。

(事務局：障がい福祉課 星野給付係長)

いつも大変お世話になっております。障がい福祉課給付係の星野と申します。よろしくお願ひします。今ほど菊地委員からご質問のありました、まず入所待機者の実態把握調査についてですが、まず待機者の方は現在150から160名程度、実人数でありますけれども、この中には、すでにグループホームに入居されている方であるとか、自宅のある区から遠い区の入所施設に入所している方、また市外の施設に入所されている方が一定数含まれているというところが見えてきております。その中で実際に、各区のケースワーカーの見立てにおいて、すぐに入所が望ましいだろうということが考えられる待機者の数が、約70名程度いらっしゃるかなというところが、調査の内容として見えてきたというところでございます。

2つ目のご質問の、基準となる施設入所者数623人という数字でございますが、委員のおっしゃる通り、新潟市が支給決定を行っている方で市外の施設に入所しておられる人数も含めた、実際の利用者の人数ということになってまいります。例えば、北区にもともとお住まいでらっしゃって、今西区の入所施設に入所されていて、北区の入所施設に待機をされているというような方も、待機者のほうには含まれております。実際に市外に入所されている方で、例えば五泉とかの施設に入所されている方で、親御さんのいる新潟市内の入所施設に待機されている方も一定数いらっしゃるわけですが、そういった中で地域移行という部分においては、国が示しているところの入所施設からグループホームへ移行する

であるとか、在宅へ移行するといった数、人数での目標となっておりますので、市外の施設から新潟市内の施設に入所した場合は、このカウントには含まれていないという数字になっておりますが、ご質問の答になっておりましたでしょうか。

(有川会長)

よろしいでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 織田島就労支援係長)

就労支援系の織田島といいます。発達障がい支援センターJOIN（ジョイン）の相談待機ということは、私の所管しています発達障がい支援の協議会のほうで、こちらの課題は菊地委員と同じように把握しております。そちらのほう、コロナの関係で、一時期相談というのは少なくなったんですけども、今までも総合的に発生する事実がありまして、JOIN（ジョイン）のほうとも相談していきまして、いろんな相談機関、地域には基幹相談支援センターだったり、発達障がいはJOIN（ジョイン）があったり、児童の相談はこころがあったりと、いろいろな機関が存在している中、それぞれの地域で受け入れるものを受け入れるという体制のところを、今後相談していこうということで、今年度話し合いが始まっているところなので、その中で解消できるものは解消できたらいいなと考えているところです。

(有川会長)

ありがとうございます。佐藤委員。

(佐藤委員)

私から一言お願いしたいんですけども、紙おむつ支給の点でございますが、私が相談を受けた中で、脊損の患者さんであって、障がい者では紙おむつ受けていたわけですけども、65歳になったら老人介護のほうへ移行するというので、そこへ行ったらこれがもらえないと。紙おむつがもらえない。そして、この障がい福祉のしおりの中では、65歳以上で手帳の交付を受けている方は、紙おむつの制度で給付できる場合があるということで、こちらのほうへ申請したら、これも脚下された。非常に重度な方で、脊損の方ですので、脊損というのは、頭は正常であっても下半身は自分の意思でどうにもならない。紙おむつがどうしても必要なのにもらえないということで、私の所に相談に来て、私も相談を受けて、これはおかしいんじゃないかと。こんなばかげた話があるかと。もらえると書いておきながらもらえないというのはおかしいのではないかと。これがもらえないということは、こっちに書いてないんです。だからそれを、きちんともらえるようにしてやるのが、これが合理的配慮じゃないかと思えます。いつになったら合理的配慮という言葉が生きてくるのかわからないような福祉の現状ではないかと、私は非常に腹立たしく思っています。以上でございます。

(有川会長)

ありがとうございます。この件につきまして、お答えできますでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 長浜課長)

ご意見ありがとうございました。詳しくご本人の状況とかを確認させていただかないと、何とも言えない部分はあるのですが、65歳になる前は、障がいのほうの制度で、紙おむつの支給を受けていた方なんですよね。今現在の新潟市の制度ですと、65歳になったときに、高齢のほうの紙おむつの制度でおむつがもらえるようであれば、高齢のほうのおむつをもらってくださいと。高齢のほうのおむつに該当しない人で、それまで障がいのほうのおむつをもらっていた人については、障がいとしてもらえる場合があるのでということで、ただその条件というか、その人の状態によって、高齢にいったときに、要支援だとか要介護だとか、そういった状態で外れたりしたときにどうなるかというのは、その人の個人の状態によって違うので、その辺は区役所のほうでお話を、具体的にご相談されたという形なんでしょうか。

(佐藤委員)

したらですね、これは支給できませんということで、区の係の判断でこれはできませんということになったんです。それで、市の障がい福祉課のほうへ文書を出しているわけでございます。10月になったらこれが通るから、それまで待ってくれという話が入っているということで、私の所に来ております。それでこれを、私も身体障がい者の全国組織である日身連がありますけれども、その政令市部会のほうへこれを出して、各市はどうなっているのか、これを突き止めるべく今やっているところでございますが、皆さんのほうではどういう考えを持っておられるのかお聞きしたいと。そしてこれを、どの段階でこういうのをきちんと整理するのか、誰が整理するのか、こういう審議の場でやるのかやらないのか、そここのところも、もしわかったら教えていただきたいと思います。

(事務局：障がい福祉課 長浜課長)

今回、先ほど言った通り、65歳までに障がいでおむつをもらっていた方が65歳になった場合には、高齢のほうのおむつにまず該当するかどうかということが、今新潟市の制度の基本になっているんですけれども、この高齢のおむつの制度が、この10月から変わって、今まで高齢のおむつでもらえていた人が一部もらえなくなる人が出るということになっております。ただそのもらえなくなった人については、過去に65歳まで障がいのおむつをもらえていた人については、障がいのほうで基本的にはもらえるようになるんですけれども、ほんのわずか、一部の方で、ご本人の介護の状況が要支援の一番低い、要支援1の方については、今のままだともらえなくなる可能性があるんで、その部分について、私どもの、障がいのほうの制度のほうで、何とか救うことができないかということで、今前向きに検討しているところでございますので、まずその結論が最終的に出た時点で、ご連絡をさせていただきたいというふうに思っておりますし、この場ではっきりと「絶対できます」とはなかなか言えないのですが、人数もそれほど、そういう方は本当に限られているので、何とか私どもとしては、障がいの制度で、過去にもらっていた方ですから、もらえるようにしたいというふうに考えておりますので、正式に決まるまでもう少しお待ちいただければと思っております。

そのような制度については、こういった場でご意見をいただければ、私どもとしてもそ

れを踏まえて検討いたしますけれども、この場で意見をいただかなくても、実際にはそういう話は私どもの耳にも入ってくるので、その時点でできるかできないか、できればやりたいなとかという方向で検討させていただきたいというふうに思っておりますので、何かあれば、いつでもご意見のほうなりご連絡いただければと思っております。よろしく願いいたします。

(佐藤委員)

こちらこそよろしく申し上げます。

(有川会長)

ありがとうございました。とても重要な意見かなと思います。というのは、制度が、例えば今の話ですと障がい福祉から高齢福祉のほうになっていったときの、ここに制度のはざまをつくってしまうというのは、大きな問題になると思うんですね。この辺りの連携というのは、恐らくは市の内部のほうできっちりやっていただくということと、やはりそういったところの制度のすき間をつくらぬような計画なり施策なりというものがしっかりつくられていく必要がありますので、これは今後のところで多分出てくるところにもつながりますので、ぜひそこでまた議論深めていきたいと思っております。

時間のほうが結構限られている中での進行になってますので、何かございましたらお聞きいたしますが、よろしいでしょうか。それでは、議事2と議事3については終了させていただきます。次は議事の4、第4次障がい者計画および第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定に移ります。事務局のほうから説明をお願いいたします。

(4) 第4次障がい者計画および第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定

(事務局：障がい福祉課 長浜課長)

それでは、議事の4、第4次障がい者計画および第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定についてご説明いたします。資料の4をご覧ください。初めに「1 第4次障がい者計画について」でございます。(1) 計画の位置付けにつきましては、議事の2、3でも説明いたしましたけれども、障害者基本法第11条第3項に基づき、市町村は障害者基本計画および都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における状況等を踏まえ、市町村障害者計画を策定しなければならないとされております。なお、国の第4次障害者基本計画は、平成30年3月に閣議決定されておりました、計画期間は平成30年度から令和4年度の5年となっております。また県の障害者計画は、平成29年3月に策定をされて、国の第3次障害者基本計画を基本として、計画期間は29年度から令和6年度の8年間というふうになっているところでございます。

続いて(2)の計画期間でございますけれども、私どもの次期計画の計画期間につきましては、中長期的な目標を掲げる必要があることや、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の計画期間が3年でありまして、こちらとも一体性を持ったものでなければならないことを踏まえまして、計画期間としては、令和3年度から令和8年度までの6年間の計画にしたいというふうに考えております。

続きまして(3)計画策定の基本的な考え方ですけれども、現行の第3次障がい者計画

を継承することを基本としつつ、国の計画や県の計画、アンケート調査の結果等も踏まえて策定をしていきたいというふうに思っております。

続いて2ページになります。(4)第4次障がい者計画の構成についての案でございます。現行の計画を基本としつつも、国の計画や本市の状況を踏まえて、項目の追加や整理を行いまして、一部構成を見直したいというふうに思っております。下線を引いた項目について、実線の下線の部分が、新たに新設をする項目。それから点線の下線の部分は、前の計画から内容を拡充したいという項目でございます。国の計画のほうで、新たに意思決定の支援ですとか、障がいを通じた多様な学習活動の充実というものが内容に盛り込まれたので、私どもの次期計画におきましても、「1 地域生活の支援」の(6)スポーツ・文化活動の振興および余暇活動の支援といったところや、大きな6番の、「障がいを理由とした差別の解消および権利擁護の推進」の(2)権利擁護の推進といった項目について、内容を拡充したいというふうに思っております。また、国の計画には以前から項目として入っていたのですが、私どもの計画に項目がなかった、「2 保健・医療・福祉の充実」の中の(4)難病に関する保健・医療施策の推進といったところですか、「7 行政等における配慮の充実」といった大きな項目自体全部について、新設をしたいというふうに思っております。

さらに、昨今多発しております豪雨ですとか、暴風・地震などの大規模自然災害や、インフルエンザや今回のコロナウイルスなどの感染症が猛威をふるっている中で、何かあったときの事態に対応するために、必要な障がい福祉サービスが確保されて、障がい者に対してその支援が行き届くように、1番の「地域生活の支援」の中の(8)という中に、未曾有の事態への対応といったような項目も、新設をする必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

また、先ほど栗川委員のほうから基本理念についてもご意見いただきましたので、そこについても検討していかなければいけないなと思っておりますのでございます。

続いて、3ページをご覧ください。こちらは第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画についてでございますが、計画の位置付けについては、先ほども説明した通り、障害者総合支援法第88条第1項の規定、それから児童福祉法第33条の20第1項に基づく、それぞれ計画になるということでございます。こちらの2つの計画は一体のものとして作成することができるというふうに規定されておりますので、本市といたしましては、一体のものとして作成をしていきたいというふうに考えております。

計画期間につきましては、国の基本指針に基づいて、令和3年度から令和5年度までの3年間というふうにしたいと思っております。

(3)計画策定の基本的な考え方ですが、基本的には国から示された指針に即しながらも、障がい者計画との調和を図りつつ、本市の実績や実情、アンケート調査等を踏まえながら、策定したいというふうに思っております。

続いて4ページになります。こちらが次期障がい福祉計画・障がい児福祉計画の構成の案ということになります。こちらにつきましても、今年5月に国のほうから基本指針が示されましたので、これを踏まえて、項目の追加や整理を行い、一部構成を見直したいと思っております。先ほどと同様、下線を引いた部分の実線の項目が新設、それから点線の項目が内容の拡充ということで考えております。その2つを中心に説明をさせていただきます。

初めに、「2 計画の基本理念および基本的な考え方」の中の(1)計画の基本理念については、国のほうで障がい福祉人材の確保、障がい者の社会参加を支える取り組みというのが、新たに盛り込まれました。障がい福祉人材の確保では、やはり重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、さまざまな障がい福祉に関する事業を実施していくため、提供体制の確保とそれを担う人材の確保について、明記をされたところがございます。また、障がい者の社会参加を支える取り組みといったところでは、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援していくということが明記されたところがございます。特に文化・芸術の享受・鑑賞や創造・発表等の、多様な活動に参加する機会の確保や読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受することができるよう、読書環境の整備の推進が明記をされたというところがございます。

次の(2)障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方についても、やはり国の基本指針で、強度行動障がいや、高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実、依存症対策の推進が新たに盛り込まれたというところがございます。強度行動障がいや、高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実では、障がい者に対して、障がい福祉サービスなどで適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて、支援体制の整備を図ることが、新たに明記されました。依存症対策の推進では、地域において相談機関、医療機関、当事者団体など、さまざまな関係機関が連携して支援を行うことが新たに明記されましたので、このような国の基本指針の動きを踏まえて、私どもの実施計画のほうも、内容を拡充したいというふうに考えています。

続いて「4 令和5年度の成果目標」でございますが、国の基本指針では(7)相談支援体制の充実・強化等、それから(8)障がい福祉サービス等の質の向上といった、2つの項目が新たに追加をされたというところがございます。(7)の相談支援体制の充実・強化等については、令和5年度末までに、各県域において、総合的、専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保するということが明記されました。また、障がい者サービス等の質の向上といったところでは、サービスは多様化するとともに、多くの事業者が参入している中で、真に必要とする障がい福祉サービスの提供を行うために、令和5年度末までに、都道府県および市町村において、障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築するということが、新たに明記をされました。このような動きを踏まえまして、本市の次期障がい福祉計画・障がい児福祉計画におきましても、成果目標というものを新設したいというふうに考えております。

続いて「5 各年度の活動指標とその確保のための方策」につきましても、国の基本指針の(4)発達障がいのある人に対する支援(5)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(6)相談支援の充実・強化のための取組(7)障がい福祉サービスの質を向上させるための取組、この4つの活動指標が新たに追加されたので、私どもの次期計画においても、それぞれの活動指標を新設したいというふうに考えております。次回の審議会に、これら国が示した基本指針に基づいて、本市としてどのように取り組むのか、具体的な数値目標や取り組みについて、案を示させていただきたいというふうに思っております。

続いて5ページの「3 ニーズ把握の方法」になりますけれども、こちらは次の議事(5)のほうの中で詳しく説明させていただきたいと思っておりますので、いったん飛ばさせて

いただきまして、6ページをご覧ください。「4 策定スケジュール」の案でございます。まずこれまでの動きになりますけれども、7月から8月にかけて、障がい者施策に関するニーズ把握のために、手帳所持者や特別支援学校の生徒などを対象としたアンケート調査を行いました。現在、集計分析を行っているところでございます。今後は、今日がこの第1回の施策審議会ということになりますけれども、今日を含めて、今年度計画策定について5回、この施策審議会を開催したいというふうに考えております。まず今日は、先ほど説明した次期計画の構成案、いわゆる目次といったところについて、ご審議をいただきまして、第2回は9月下旬から10月の下旬ぐらいにかけて、今度は計画の骨子案をお示しして、ご意見いただければと思っております。第3回は10月の下旬ごろ計画の素案を今度お示しして、ご意見をいただきまして、第4回、11月の下旬ぐらいで、これまでの意見を反映した内容で、ほぼ完成に近い形まで持っていければなというふうに思っております。その後、11月の下旬に確定した計画の素案を、議会のほうに報告するとともに、パブリックコメントを1カ月ぐらい実施させていただきまして、1月に第5回目の審議会、パブリックコメントの結果と対応をご報告させていただきまして、最終的な計画面案というふうにしていきたいというふうに思っております。説明については以上となります。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。かなりタイトなスケジュールの中で、いくつかの計画を同時につくっていかなければいけないという状況ではありますけれども、これは基本的には3回4回辺りのところで、議論が深まっていくという見通しでしょうか。要するに第2回の施策審議会でも骨子案が提示されて、そこからわれわれのほうの審議会でもんでいくという形になりますでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 長浜課長)

はい。おっしゃる通りでございます。今日はその構成案ということで、目次みたいなものを見ていただきますけれども、今後その骨子案、計画素案という中で、その見直しが出てくることも当然十分想定されますので、大きな動きは、次の骨子案をお示ししたあとのご意見をいただきながら、そこからが本格的な検討になるかなというふうに思っております。

(有川会長)

ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見等、ご質問等ございましたら、よろしく申し上げます。いかがでしょうか。高井委員。

(高井委員)

にいがた温もりの会です。ありがとうございます。福祉サービス等の質の向上というところ、大変ありがたく思っています。これから骨子案ということなんですけれども、コロナウイルスの緊急事態宣言中の福祉サービスにおける、サービス提供がどうであったかというところを振り返って、そのときにできてた工夫が、もしかしてこれからの福祉の制度の工夫に当てはまるのであれば、そういった工夫もどんどん取り入れていくべきなのでは

ないかというふうに思っていて、遠隔ではできないこともあり、そしてまたリモートでもこれできるよねということがあれば、取り入れていって見たらいいかなというふうに思っています。意見でした。ありがとうございます。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。この件につきまして、何かございますでしょうか。多分このあとの報告の内容にもかかわってくる話かと思えますけれども。

(事務局：障がい福祉課 長浜課長)

ご意見ありがとうございました。おっしゃる通りでございます。新しい生活様式とかいろいろ求められている中で、当然質を向上しながら、新しいことも取り入れていく必要があると思います。ただ一方で、国のほうは新しいサービスの提供の仕方、報酬として見るとか見ないとかという問題もあるので、そういったところもやはり必要があれば、国のほうへの要望なりもっていかなければいけないのかなというふうに思っています。

(有川会長)

ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。最上委員。

(最上委員)

第4次障がい者計画の構成というところの2番目、保健・医療・福祉の充実で、難病に関する保健・医療施策の推進、新設ということが取り上げられておりますが、今まで取り上げられないで、今回入れたというの、または中身が、もし今概略がわかっているのであれば教えていただきたいのですが。

(事務局：障がい福祉課 長浜課長)

ご意見ありがとうございました。今回は、もともと国のほうの戦略にあったので、私どものほうに入れてなかったというのが、6年前どうしてそれが入らなかったのか、ちょっと今私のほうで把握できてないので、申し訳ないんですけども、恐らくこの障がいにかかる業務というのが、私ども福祉部の障がい福祉課と、難病とか精神は保健衛生部のほうにからんだりすることもあるので、その辺の連携が今までうまくなかった部分もあるのかなというふうに思っています。そういったところを、今回は少しでもなくして、しっかりとすべての障がいにかかるものを取り組めるようにということで、ここの項目に入れていきたいなと思っております。具体的な中身については、まだ検討中ということでお示しできるものがないのですが、次回の骨子案のときには、ある程度内容が見れるような形で示させていただければなと思っております。よろしくお願いいたします。

(有川会長)

ありがとうございました。ほかいかがでしょうか。富田委員。

(富田委員)

構成とか大きなものじゃなくて、すごく細かいことになってしまうのですが、言う機会もないので、ちょっと発言させてください。こころんについてなんですけど、会員の声だと、こころんの園内の様子が、普通の子ども園とあまり変わらない。せっかく専門的な部署としてあるのに、あまり専門性が感じられないというのはよく聞きます。定期発達のお子さんは、いわゆる文系の子育てと違って、優しくとか仲よくとか、それで多分理解できるんでしょうけれども、発達障がいとか知的障がいの子どもは理系の子育てとよく言われますけれども、具体的に数値で表せるものは表したりとか、見てわかるようにしないと、何もわからないんですね。予想して動くことができないので。なので、視覚支援をいっぱい示して。あと時計なんかもわからないんじゃないかと思わないで、12時だったら、針が上になってるから、マークのように、9時とか3時もマークのようにわかると思うので、それをもう1年とか2年とかずっと続けることでやっとなんかちょっとわかっていくような子どもたちだと思うので、そういった専門性を思い切り発揮していただければなと思います。

(有川会長)

ありがとうございます。具体的な療育の内容にかかわってくる話だと思いますけど。

(事務局：児童発達支援センター 大倉所長)

ご意見ありがとうございます。今専門性ということで、内部のほうでも研修等をして、外部の意見も取り入れながら取り組んでいるところです。やはりどうしても異動等がございまして、今まで保育園等にいた職員が来てというところもありますので、まずそういうところで専門性というものを身につけるための研修というものに、今重きを置いて取り組んでいるところです。おっしゃる通り、「できない」ではなくて、その子たちに示していくというのがとても大事なことだと思っていますので、そこも取り組んでいきたいと思っています。ありがとうございます。

(有川会長)

ありがとうございました。ほかいかがでしょうか。角田委員。

(角田委員)

次期の施策の中に、どこかに盛り込んでいただけるのかなと思って、可能性でお話をお伝えしておきたいなと思います。今日は歯科のほうから松井先生もいらっやっていますので。通院等介助というものの制度がございまして。これは、グループホームを利用している者は基本使えない、在宅の障がいのある者が使えるということになっております。そして、通院等介助を使う場合は、持病とかあるいは定期通院ですね、あとは精神科での定期的なお薬の処方、こういったものに行くときには使えます。ただ、予防的な歯科治療、これには該当しないということが、厚労省のほうから示されている枠組みなんだそうなんです。ただ現実には、お薬を1カ月ないし4週間5週間に1度、先生からいただくというときに、通院等介助が必要かという、そうでもないんですね。むしろ予防的な歯科治療、これは3カ月ないし4カ月にいっぺん、子どもは必ず歯こう、歯石を取るスクレーピング、

これをすることによって、歯周病を予防するというところに、小さなころから意識を傾けてやってまいりました。これは通院等介助が最も必要なんです。グループホームの利用者はそれができないということは、歯周病を悪化させ、毎週のように通院をしたときに初めて使える制度だと言えるのではないかと。それはちょっとおかしいなと思っているんですね。ぜひ新潟市の施策の中に、こういったすき間ですね、本当の障がいのある方たちの健康を維持する、守るところは、制度の縛りがあって使えないというのが非常に残念なので、ぜひ歯科学会のほうでもこれを話題にさせていただきたいですし、守っていただけたらと思いますし、新潟市の施策に、どこかに何か反映していただければなと思っています。非常に自閉症の重い子どもたちは、小さなころから大変歯科治療のところではお世話になっています。そしてしっかり親たちも歯を守ってきてる方たちが多いです。ぜひお願いしたいと思います。以上です。

(有川会長)

この件につきまして、いかがでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 長浜課長)

ご意見ありがとうございます。今いろいろある、国が設定しているこの障がい福祉サービスの中で、なかなか使い勝手とか利用勝手が悪い部分もあるというのは、私どもも承知しておりますので、国のほうにもご意見のほうは行っているんですけども、そういった中で、市単独でどこまでそういうような、解釈をちょっと緩く見るとか、予算化するかというのができるかどうかというのは、ほかの施策とのバランスも見ながら、また障がい者の方の声も聞きながら、検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

(事務局：障がい福祉課 星野給付係長)

今の通院等介助について1点補足させていただきたいんですが、通院等介助、今委員がおっしゃられた通り、慢性疾患等があり定期的な通院が必要な場合には、グループホーム入居の方でも利用できるという内容になっておりますが、これはグループホームの支援の負担を軽減するというのも一方ではございますので、こういった支援、数カ月に1回の通院というのは、本来的にはグループホームの個別支援計画において位置付けをして、グループホームの職員が実施すべき内容でございます。そのところはグループホームの基本的な支援としてやっていただく部分ですので、グループホームの質の向上というのが、やはり今後必要になってくるのかなというところで、先ほどのサービスの質の向上にもつながりますが、補足とさせていただきます。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。施策の矛盾みたいなものが結構出てきてるんですね。先ほどからの議論の中にもいくつかやっぱり、つなぎの部分ですとか、今もそうですけど、ある部分で地域の生活ということにウエイトを移していく中で、そこの中に行くと、そこがまた十分使えなくなるとか、そうしたことは、これまでもたくさんあったんですけど

も、すべてをいっぺんに見直すとかいうのは難しいと思うんですけども、方向性的なものは、施策というところにおいては、反映されていっても僕はそれはいいのではないかと思います。実際にそれをどう実現していくかということにおいては、さらなる議論が必要だと思いますけれども、ぜひそうした議論を深めていかないと、なかなか前に進んでいかないという問題もありますので、ぜひその辺りにつきましても、少し施策のほうで考えさせていただくということによろしいでしょうか。

ほかいかがでしょうか。ちょっと時間のほうが、もうすでに予定の時刻になってしまっているのですが、いかがでしょうか。先ほどもちょっとスケジュールのほうで私がお話しましたけれども、これは2回、3回というところでさらに深めていくところでもあります。次回骨子案のところの部分には、皆様のご意見とかをやはり反映していく、できるものはしていきたいと思っておりますので、後ほど、最後にアンケート等にいろいろ書くところがありますから、そのほうで、まだ言い足りないとか、これは伝えておくべきだということがありましたら、そちらのほうで記入していただければと思います。

それでは、この議事4を終了します。少し時間オーバーしますが、議事のほう、「障がい福祉施策に関するアンケート調査について」に移ります。事務局から説明お願いいたします。

(5) 障がい福祉施策に関するアンケート調査について

(事務局：障がい福祉課 長浜課長)

それでは議事5についてご説明いたします。時間の都合もございますので、簡潔に説明させていただきます。今回のこの計画策定にあたりまして、7月から8月にかけて2種類のアンケートを行いました。1つ目が、手帳所持者を対象としたアンケート、こちらは表に記載の通りで、合計4,966の方にアンケートを送付して、現在集計作業を行っております。2つ目が、特別支援学校・特別支援学級等に在籍している児童・生徒を対象としたアンケートということで、こちらについては、内訳は表に記載の通りで、全部で458の方にアンケートを送付して、今集計作業を行っているところです。以降のページが、実際に送付したアンケートになっておりますので、後ほどご覧いただければと思うんですけども、基本的には前回のアンケート調査表を基本としながら、2つだけ項目を新たに追加しました。3ページの間7「あなたは普段の生活や利用している福祉サービスで不便を感じていますか」という項目と、それから6ページの間17「あなたがお住まいの地域で安心して生活していくために必要なことはありますか」という項目を追加いたしました。これはどちらも、どういったことで不便を感じているかとか、将来的にこの住み慣れた地域で生活していくために、どういうことが必要かというのを把握することを目的に、追加したところをございます。この調査の結果につきましては、集計結果が出次第、今後の審議会の中で、結果のほうご報告させていただきたいと思っております。以上でございます。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。この内容も、骨子等にも反映されてくる、今後のものについてもそういうものは反映されてくるのかと思います。ありがとうございます。この説明につきまして、ご意見、ご問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続いて次第5、報告事項に移ります。これについては2つあります。それでは、1のほうの令和2年度障がい福祉関連予算について、事務局からの説明をお願いいたします。

5. 報告事項

(1) 令和2年度障がい福祉関連予算について

(事務局：障がい福祉課 長浜課長)

それでは、報告事項の1、令和2年度障がい福祉関連予算についてでございます。本来であれば、3月の審議会のときに説明・報告をさせていただく予定なのですが、今年新型コロナウイルスの感染防止のため中止となったということで、今回ご説明させていただきます。参考資料の5でございますが、私ども障がい福祉課、それからこころの健康センター、学校支援課というところで、いくつか予算が分かれていますので、それぞれから説明させていただきます。

まず1ページご覧いただきますと、予算の総括でございますけれども、歳入のほうの総額が135億3,700万余、対前年度比で約5億1,000万の増になっております。それから歳出のほうにつきましては、224億301万円余ということで、前年比で約7億6,000万の増ということでございます。

主な事業についてでございますが、昨年度新潟市のほうでは、人口減少社会ですとか、財源に限りがあるといったところを踏まえて、直面する課題に対応していくために、集中改革プランというプランを策定して、事業の選択集中に取り組むといったところで、取り組んだところでございます。市全体では232の事業について見直し対象となりまして、障がい福祉の分野については、7つの事業について一部見直しを行うこととなりましたので、まずはそちらのほうを簡単に説明したあとで、その他の主な事業について説明いたします。

まず3ページでございます。1点目が、障がい者福祉タクシー利用料金・燃料費助成ということで、この事業自体は、障がい者の社会参加の促進を目的としたものでございますけれども、精神障がい者が対象となっていなかったことですとか、タクシー医療助成と自動車燃料費助成との間で、活動範囲に差があるのではないかとといった辺りが、課題としてあげられていたことから、今回精神障がい者1級の方を対象に加えたり、自動車燃料費助成については、週1回程度の利用した金額に助成金額を見直したりしたといったところでございます。また一方でタクシーのほうについては、一回に利用できる枚数を増やすなどといった拡充も図ったところでございます。

続いて4ページ、人工透析患者通院助成事業につきましては、これは人工透析の通院に要する交通費の負担軽減ということを目的として、1万3,000円を上限として助成していたんですけども、週3回の通院といったときを考えたときに、拡充したほうがいいのではないかとということで、助成金額を2万円に引き上げたというものでございます。

続いて5ページ、グループホームの運営補助金につきましては、グループホームの国のサービス報酬というのが、なかなかこちらの地域の実情にあっていないのではないかとということで、重度障がい者の地域移行を進めるために、拡充をしたというところでございます。特に拡充したところといたしましては、障がい支援区分4以上の利用者を受け入れた際の補助を、大幅に増額をしたというところでございます。

続いて6ページの意思疎通支援でございます。こちらにつきましては手話通訳や要約筆記の意思疎通支援者を派遣した際の、活動時間に応じて報酬を支払うものですが、これまで通訳を行った実働時間のみを見ておりまして、事前の打ち合わせや準備の時間を、活動時間の対象外としていたところを、そういった時間についても、1時間を上限として、

活動時間に加えるということで、処遇改善を図ったというところでございます。

続いて7ページ、障がい者デイサポートセンター明日葉の事業でございますが、こちらは、これまで総合福祉会館の中で、地域活動支援センターⅡ型という形でサービスを提供していた明日葉という施設を、実際には重度の障がい者の利用が多いことから、生活介護というサービス形態に変更いたしまして、今年度から運営を見直したというところでございます。サービス形態の転換にあたって、利用者で利用するための支援区分に満たない方がいた場合には、市の独自サービスとして、引き続き同じようなサービスを受けられるようにしながら、この施設全体の収支の改善を図ったというところでございます。

続いて8ページ、更生訓練給付費につきましては、定期的に自立訓練や就労移行の事業所へ通所する障がい者に対して、交通費の一部を助成するとともに、訓練に必要な物品の購入費を助成するといった事業でございましたが、まず通所の交通費については、ほかにも似たような交通費助成制度がありましたので、それに統一をすることで、更生訓練の通所費自体はなくしたというところでございます。もう一方の物品購入の補助については、定額給付だったものを、実態に合わせて、実際にかかった実費支給へと見直すということで、経費の削減を図ったところでございます。

続いて9ページ、訓練・就労系事業所等通所交通費助成ということで、こちらが、今ほどの更生訓練費の通所交通費をこちらに統合したという形になります。これまで、更生訓練費、それから身体・精神と、3つの交通費の助成制度があったものを、この1つに統一をさせていただいたというところでございます。利用者にとってわかりやすい制度へと見直しを行ったというところでございます。見直しを行った事業は以上でございまして、その他の主な事業といたしましては、10ページが共生のまちづくり条例の関連事業ということで、条例の普及啓発の事業でございます。こちらは、障がい者アートの活用ですとかを中心とした「ともにプロジェクト」の推進、それから市内の小中学校における障がい者を招いた福祉教育の推進なども行ったというところでございます。令和2年度、今年度は予算を拡充して、より多くの小中学校でそういう機会がつかれるように働きかけているというところでございます。また、「ともに Entrance」事業ということで、共生社会づくりに関心を有する企業等のネットワークを構築するための事業というものも、昨年度から始めまして、今年度も引き続き実施をしているというところでございます。

続いて11ページ、社会福祉施設等の整備費補助ということで、こちらは障がい福祉サービスの施設を整備するときの経費を補助するというところで、今年度は当初予算額とそれから令和元年度末の補正予算、2つ合わせて5,040万円分の補助を見込んでいたというところでございます。主に、重度障がい者を受け入れてくれるグループホームの施設整備に支援をするというところでございます。

続いて12ページの日常生活用具につきましては、用具を給付するというところで、利用者の負担というものが1割ほど出ますけれども、上限が設定されるというところでございます。主な給付品目、そちらに記載の通りでございまして、身体障害者手帳の交付対象とならないような、両耳の聴力が30デシベル以上の難聴児に対しても、補聴器を給付していますし、今後も社会的・経済的な変化を見ながら、適宜給付品目の見直しを行っていきたいと思っています。

続いて13ページの、強度行動障がい者支援職員育成事業につきましては、これまでも何

度か説明しましたがけれども、平成 27 年度から新潟市が独自に取り組んでいる事業で、太陽福祉会様のほうに委託をして実施をしております。実際の現場での研修ということで、非常に好評を得ておりますので、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

それから次の 14 ページにつきましては、介護給付等関連事業ということで、各種障がい福祉サービスを引き続き提供していくというところでございます。

続きまして、15 ページの（6）障がい者基幹相談支援センターにつきましては、障がいのある方からの相談や、共生のまちづくり条例にかかる差別相談などの窓口として、運営をしているというところでございます。

それから次の 16 ページ、障がい者就業支援センター「こあサポート」でございますけれども、こちらも障がいのある方の一般就労と、企業の障がい者雇用を推進するための中心となる施設ということで、令和元年度からこちらの就業支援員を 1 名増員して、体制を強化したところでございます。その体制を強化した中で、増え続ける登録者へのていねいな支援、障がい者雇用に取り組む企業の改革に努めているというところでございます。

私ども障がい福祉課の主な事業については以上でございます。

（事務局：こころの健康センター 精神保健福祉室 加藤係長）

こころの健康センターの加藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。こころの健康センターからは、17 ページ、精神障がい者地域移行・地域定着支援事業についてご説明をいたします。この事業は、精神障がいをお持ちの方が、住み慣れた地域で安心して地域生活が送れるように、平成 26 年度から精神保健医療福祉体制の整備を進めています。ここに書いてある 5 つの事業に取り組んでいきたいと考えています。

まず 1 点目、協議の場の拡充についてです。先ほど、第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画の目標達成状況でも説明がありました通り、市町村レベルの医療・保健・福祉の関係者レベルの協議の場を、新潟市では設置しています。今年度から、当事者 2 名、ご家族 2 名に委員として新たに加わっていただき、互いに連携しながら、支援方法等を検討し、地域づくりに向けた課題などを協議します。年 2 回開催を予定しているところではございますが、今年度は新型コロナの影響により、開催が遅れています。第 1 回目は 11 月に開催予定となっております。

次に精神科病院情報交換会です。これは市内の精神科病院の相談員を対象として行っているものです。互いから学び合うことを目的に、情報交換、意見交換を行っています。

次に、社会資源見学ツアーです。この事業は、新潟市のバスを借り上げて、精神障がい者に関わるすべての支援者を対象として、市内の精神科病院や障がい福祉サービス事業所をパッケージにして 1 日かけて見学していただくというものになっています。今年度については、新型コロナの影響で中止せざるを得ないということとなりましたが、事業所に協力をいただいて、事業の企画をしている運営委員が、各事業所を取材させていただき、取材記事をこころの健康センターのホームページに掲載し、皆さんにご覧いただく予定となっております。

次に、地域移行・地域定着支援研修会です。こちらのほうも、関係者を対象に、年 1 回講義・グループワークなどを取り入れて、研修会をしています。年々、分野を超えて、地域包括支援センターの職員の方であるとか、弁護士さんであるとか、参加していただく業

種の幅が広がっているところです。今年度については、家族支援をテーマとして研修をやる予定となっています。

最後になりますが、ピアサポーターによる普及啓発活動です。こちらも毎年行っているものです。民生委員やコミュニティ協議会の委員の方、また精神科病院の職員の方、またこれから退院していこうとしている患者さんに向けて、地域で生活している当事者の方に、地域の生活、または生きづらさなどを語っていただいて、参考にしていただくという事業です。4年間活動をしているところですが、今年度は協力いただいた当事者にインタビューをし、当事者の声として「活動の記録」をまとめました。これについても、支援者、一般の方など、皆さんに広く読んでいただきたいと思います。ホームページに掲載しております。今後も当事者が活躍できる機会をつくとともに、市民の精神障がいへの理解を深めるために、引き続き取り組んでいきたいと考えています。ありがとうございました。

(事務局：学校支援課 関原統括指導主事)

学校支援課の関原と申します。18 ページをご覧ください。特別支援教育の推進事業についてです。昨年度までは、実はこれは、インクルーシブ教育システムの構築の推進事業というものと、特別支援教育サポートネットワーク事業という2つの事業に分かれていたのですが、今年度からは特別支援教育の推進事業として、統合して計画しました。大きく6つの事業がありますが、書いてある通りですのでご覧ください。

続いて19 ページです。19 ページは、就学を迎える幼児・保護者が安心して就学できるような、相談支援事業を行うというものです。例年春の相談会、夏の相談会、秋の相談会ということで、3回実施しているところですが、今年度は新型コロナウイルスの影響で、春の就学相談会は中止にしました。その分、この相談会の日程にかかわらず、随時の相談を受け入れたり、夏の相談会を例年より日程を長くして行ったりして、対応しております。昨年度は618 人の方が相談会に参加されたということで、今年度もそれぐらいの数になるのかなと思っております。

今年度もこれらの取り組みの充実することを通して、支援を必要とする児童・生徒が、自立と社会参加できるように努めてまいりたいと思っております。以上です。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。これは、もともと3月の審議会の中での報告事項になっていたものになります。ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。松井委員、お願いします。

(松井委員)

新潟市歯科医師会の松井と申します。先ほど、角田委員のお話にもありましたように、障がい者の皆さんは、口のケアに関して非常に熱心に取り組まれている方が多いです。というのは、やはりもし歯がなくなってしまった場合に、通常でしたら義歯、入れ歯ですとかインプラントといった方法で、機能回復することをはかれますが、どうしても障がい者の方は、新しい義歯とかそういうことに対応できない方が多くて、結果使えないということもあるので、非常に皆さん熱心にやってらっしゃいます。

私は口腔保健福祉センターにおりますけれども、口腔保健福祉センターのアンケートによりますと、患者さんが付き添いの方に連れられてくることが多いのですが、一番多いのは保護者の方です。中には施設の方、グループホームの方もいらっしゃいますけれども、やはり少ないので、一番多いのは保護者の方です。交通手段としては、自家用車が最も多いです。やはりその理由としては、公的交通機関を使うのがなかなか難しいということもあって、自家用車に乗ってこられる方が多くて、ずっとセンターを使っていらっしゃる方、昔から来てる方も多いんですけれども、そうすると患者さんの高齢化というのがあると思います。保護者の方も、ずっと送り迎えしていらっしゃいますけれども、70歳過ぎても自家用車を運転して送っていらっしゃる方が非常に多いわけで、そういった現状を踏まえると、この障がい者福祉タクシー利用料金、燃料費助成費というものが結局減額されているわけですが、こういった方向というのは、ちょっとどうなのかなというふうに考えております。

(有川会長)

ありがとうございました。ただいまの意見につきまして、何かございますでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 長浜課長)

ご意見ありがとうございました。今回の見直しにつきましては、タクシーの方については1回あたりの利用枚数を増やすということで、使い勝手をよくする、一方で、タクシーのもらっているタクシー券の枚数と、それ以外を見比べたときに、車だと何百キロも走れるのに、タクシーだと全然走れないよねみたいのもあって、その辺の平準化を図るというのもありましたので、見直しの趣旨としては、もともとは障がい者の方、どうしても引きこもりがちになってしまうのではないかということで、週1回程度の社会参加を支援するための費用という形で、今回出していたものですので、そういった趣旨で今回見直したところなのですが、今ほどの通院とかそういったものについても、社会参加で見るかどうかというあたりも考えていく必要があるかと思っておりますので、そういったところの通院助成、もしくは通所の助成などについても、それぞれの種別に応じた形で、必要な制度があれば、そちらのほうをつくっていったり見直していったりですとかしていければなと思っておりますので、今いただいたご意見で、そういった通院についても助成があるといいのではないかという趣旨だと認識しておりますので、今後そういうことも頭に入れながら、検討していきたいと思っております。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。高井委員。

(高井委員)

お時間のないところすみません。通所費の件で、このたび制度が一本化していくところなんですけれども、われわれ、今まで精神の通所費助成をいただいていたものです。というところで、精神の方って、やはりほかの障がいの特性と違って波があったりとか、なかなか定期的に通うというところに引っ掛かったりしまして、月に1度、1週間に1度やっ

との方が、5日以上というところで、もらえたりもらえなかったりするんですね。あるいは、朝はちょっと眠剤が残っていて、バスを使わざるを得なかったんだけど、帰りはリハビリのために歩いて帰りますというようなこと、往復同じ交通手段でなければならぬというところに引っ掛かって、助成がもらえないというケースがありますので、そのところも、あとでアンケートで詳しく書かせてもらおうと思うのですが、よろしくお願ひします。

(有川会長)

ありがとうございました。ほかいかがでしょうか。時間かなりオーバーしているので、議事進行ちょっと不手際等ありましてあれなんですけれども、先ほどもちょっとお話ししましたが、アンケート等のほうにも書く機会がありますし、そこにまた入れていただければと思います。

それでは、2の「新型コロナウイルスに関する対応」について、事務局からお願いいたします。

(2) 新型コロナウイルスに関する対応について

(事務局：障がい福祉課 長浜課長)

それでは、参考資料6をご覧ください。新型コロナウイルスの対応につきましては、事業所運営の柔軟な取扱ですとか、衛生用品の配布など、いろいろと行ってきたのですが、補正予算で対応した主なものを、今回説明させていただきたいと思います。

初めに1ページの1番、令和元年度分になりますけれども、衛生用品等の緊急調達ということで、3月に全障がい福祉サービス事業所に対しまして、消毒液のほうを一括購入して配布をさせていただきました。それから2番の、放課後等デイサービス支援等事業というのは、学校の臨時休校に伴いまして、放課後等デイサービスの利用が増加したのに対して、必要となった給付に対応したもので、これも令和元年度分になります。それから、以降令和2年度分、今年度分ということになりますけれども、6番の衛生用品等緊急調達事業は、元年度にやったものと同様、必要な衛生用品等の一括購入をして配布するというところで、7,500万円の執行を今予定しているところでございます。

それから2ページの7番、慰労金支給事業につきましては、基本的には国のほうから県を通じて慰労金が支給されるのですが、発達障がい支援センターなど、支給対象外となる事業所の職員に対して、単独で市のほうが補助するというもので、資料のほう105万円となっているのですが、今ちょっと精査いたしまして、130万円ぐらいになりそうな感じで、執行を予定しているところでございます。

それから8番のオンライン面会支援事業は、入所施設がオンラインで面会するためのICT機器を導入する際の経費を補助するもので、80万程度予定をしております。

それから10番の、放課後等デイサービス事業へのマスク配布につきましては、小学校の高学年から対応可能な、小さめのサイズのマスクを配布するもので、6月に全放課後等デイサービス事業所に配布をしたところでございます。

それから11の特別支援学校等の臨時休校に伴う放課後等デイサービス支援事業は、元年度実施分と同様に、臨時休校に伴うものというものでございます。

それから3ページの16、テレワーク等導入支援事業につきましては、就労系の障がい福祉サービス事業所のほうが、在宅就労を実施する際に必要となる機器等の購入ですとか、実施体制の整備にかかる経費を補助するものということで、700万円程度の執行を予定しております。

続いて17生産活動活性化支援事業は、生産活動収入が減収している就労継続支援事業所に対して、再起に向けて必要となる費用を補助するものということで、4,850万円の執行を予定しているというところでございます。

まだまだ先が見えないところがございますが、引き続き必要な障がい福祉サービス等がしっかりと提供されるように、取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。富田委員。

(富田委員)

ほかの会でも言ったのですが、強度行動障がいのある本人がコロナになった場合、親が付き添えないので、そういったときの対応、あと逆に親がコロナになってしまって、強度行動障がいの本人を家に置いておかなければいけない場合の対応を、ぜひこれから入れていただきますようよろしくお願いします。

6. その他

(有川会長)

はい、ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。これに関しては、先ほども出てましたが、今後の施策に今回の教訓をどう生かしていかうかということにも含まれる点かなというふうに思っております。まだまだ先見えませんが、ただこの時点でわかっていることがあれば、次に備えて、それは恐らくコロナだけではなく、災害等に対しての備えというところに共通する問題があるのではないかというふうに思っていますので、ぜひその辺りも施策等に反映していただくようにしていただければと思っております。

ありがとうございます。それではほかになければ、次第5、報告事項は終了いたします。ほかに事務局のほうから何かございますでしょうか。特にないでしょうか。

それでは、令和2年度第1回新潟市障がい者施策審議会はこれで終了いたします。委員の方々それぞれのお立場でお気づきのこと等ございましたら、先ほどお話があったけれども、アンケート等ありますので、そちらのほうにご記入いただければというふうに思っております。

皆様には、お忙しいところ長時間に渡り会議にご出席いただきましてありがとうございます。それではマイクのほうを事務にお返ししたいと思います。

7. 閉会

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

有川会長、長時間に渡り議事進行ありがとうございました。また委員の皆様におかれましても、活発なご意見いただき、ありがとうございました。

事務連絡ですが、駐車券につきましては無料処理をしてありますので、お帰りの際にお受け取りください。

以上で、令和2年度第1回新潟市障がい者施策審議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございました。